

新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について

1 概要

前回の第77回審議会で諮問を行った、新東名高速道路（伊勢原大山インターチェンジ～新秦野インターチェンジ間）の一部開通に伴う禁止地域の指定については、令和4年5月10日に告示し、同年6月10日に施行した。（経過措置期間：令和13年6月9日まで）

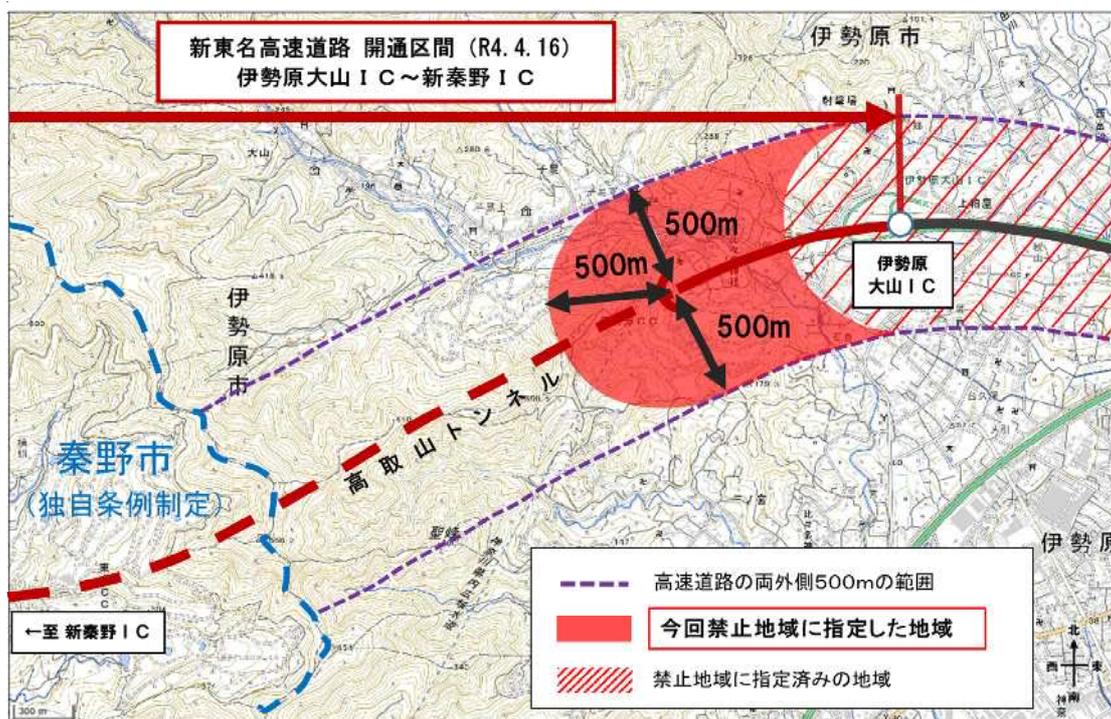
2 前回の諮問事項＜第77回審議会（令和3年11月12日）＞

伊勢原大山インターチェンジ～新秦野インターチェンジ間が開通予定であるため、当該区間の開通後、新たに屋外広告物の禁止地域に指定する。

新秦野インターチェンジがある秦野市は、市独自の条例を制定しており、神奈川県屋外広告物条例の所管地域外であるため、禁止地域の指定区間は、伊勢原大山インターチェンジから伊勢原市と秦野市との境界までとする。

なお、新たに禁止地域に指定する地域内の既存の広告物については、施行の日から起算して9年間は、経過措置期間として掲出を可能とする。

3 新東名高速道路の開通区間及び新たに指定した禁止地域のイメージ図



(国土地理院 地理院地図)

4 参考

(1) 神奈川県屋外広告物条例による禁止地域について

神奈川県屋外広告物条例では、道路周辺の良好な景観の維持という趣旨から、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域」（第3条第1項第13号）を禁止地域として定め、広告物の掲出を原則として禁止している。

ただし、禁止地域においても、自家用広告物（表示面積の合計5㎡以内）など、屋外広告物条例第6条及び同施行規則第2条に規定される適用除外の広告物については、掲出することができる。

(2) 道路に係る禁止地域の指定について

条例で規定されている「道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域」については、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号）によって、具体的な道路等を指定している。

道路に係る禁止地域は、道路（東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路及び小田原厚木道路）及びその両外側500m以内の地域（※）とされている。

※ 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、土地利用の特性を考慮し、禁止地域の対象から除外している。

(3) 「道路から展望できる範囲」に該当しない地域

次のア～ウの地域は、「道路から展望できる範囲」には該当しないものとして、禁止地域から除外している。

ア 山、丘などの自然の立地条件により直接展望できない地域

イ 半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物により直接展望できない地域

ウ 高速道路の本線から直接展望できないサービスエリア・パーキングエリア内